

カーボンフットプリント製品種別基準（CFP-PCR）

（認定 CFP-PCR 番号：PA-BV-02）

対象製品：ビール類

（ビール、発泡酒、その他の醸造酒（発泡性）①、リキュール（発泡性）①）

2013 年 12 月 24 日 認定

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

※認定CFP-PCRの有効期限は認定日より5年間とする。

※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。

“ビール類(ビール、発泡酒、その他の醸造酒(発泡性)①、リキュール(発泡性)①)”

Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of

“Beer, Happoshu, Beer-flavored sparkling liquor”

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFPプログラム)において、「加工食品」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「ビール類」を対象とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項である。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	<ul style="list-style-type: none"> この CFP-PCR が対象とする「ビール類」とは、密封容器入りで、業務用の「たる」を除くビール類(酒精度1容量%以上を含有)をいう。 具体的には附属書 A(規定)で定義した商品カテゴリーを対象とする。
2-2	機能	「ビール類」として家庭または飲食店に提供され飲用されるもの。
2-3	算定単位 (機能単位)	次の機能単位で算定する。 ①対象商品について個装(1本または1缶)あたりとする。 ②商品の区分は、酒税法上の分類、容器の種類と容量とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 本体(中味および容器包装) <ul style="list-style-type: none"> 中味と容器包装(個装、外装、内装:この CFP-PCR では単に容器包装あるいは容器ということがある。詳細は附属書 A(規定))を対象とする。 容器包装に通常は添付されない販促品等上記以外のものは対象としない。 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 CFP-PCR	<p>関連する法規制事項:酒税法(昭和二十八年法律第六号、最終改正 平成二十四年八月一日法律第五三号)の定義を参考にした。</p> <p>次の CFP-PCR を引用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> PA-BB 紙製容器包装(中間財) PA-BC プラスチック製容器包装 PA-BD 金属製容器包装(中間財) PA-BE ガラス製容器(中間財) <p>以上の容器包装関連 CFP-PCR4 件をまとめて、以後「容器包装 CFP-PCR」と記述する。</p> <p>本文書では(6-7)(6-8)(7-2)(11-3)および(11-4)にて引用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> PA-BF 野菜および果実 CFP-PCR <p>本文書では(7-2)にて引用している。</p>
4	用語および定義	この規格に適用される用語および定義は、引用規格および CFP-PCR に記載された用語および定義以外は次による。 <ul style="list-style-type: none"> ①個装 <ul style="list-style-type: none"> 容器本体と、王冠、栓等の密封具、ブランド名等を記した表示ラベル等をいう。 ②外装 <ul style="list-style-type: none"> 流通等のために個装をまとめる段ボールカートン、プラスチック通い箱等をい

		<p>う（附属書 A（規定） A.3 を参照）。</p> <p>③内装 販売のためのマルチパック等をいう（附属書 A（規定） A.4 を参照）。</p> <p>④副資材 殺菌剤および洗浄剤等をいう。</p> <p>⑤生産サイト 生産段階（調達した原材料を容器入りビール類に加工する段階）の加工場所をいう。</p> <p>⑥副産物 余剰酵母、仕込粕等をいう。</p> <p>⑦リユース容器 リターナブルびん、プラスチック通い箱をいう。</p>
5	製品システム(データの収集範囲)	
5-1	製品システム(データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材に係る負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 <p>【カットオフ基準の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産段階のサイト間輸送および流通段階の輸送時に用いるシュリンクフィルム等の副資材に係る負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 B(規定)に一般的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する CFP 算定方法	
6-1	一次データの収集範囲	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。
6-4	二次データの品質	特に規定しない。

6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。												
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 特に規定しない。</p>												
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量(または燃料使用量)に関して一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 D(規定)のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。なお、「容器包装 CFP-PCR」の対象となるものについては、「容器包装 CFP-PCR」の廃棄物等の処理のシナリオを適用してもよい。</p>												
6-8	その他	<p>【リサイクル材の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装CFP-PCR」に従う。 <p>【リユース品の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装CFP-PCR」に従う。ただし、「容器包装CFP-PCR」に規定されていない販売ルートからの回収については原料調達段階に記載する。 												
7	原材料調達段階に適用する項目													
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>原材料調達段階では、中味原料、容器包装、副資材の調達に関する次のプロセスを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「中味原料」の調達および輸送プロセス ② 「副資材」の調達および輸送プロセス ③ 「容器包装」の調達および輸送プロセス ④ リユース容器の回収に係るプロセス 												
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 中味原料の調達および輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「中味原料(麦芽(製麦)、ホップペレット、ホップエキス、液糖、コーングリッツ、コーンスターチ、スピリッツ類等)」の製品生産プロセスへの投入量</td> <td>※1</td> <td>「中味原料の生産」原単位</td> </tr> <tr> <td>「中味原料」製品生産サイトへの輸送量</td> <td>※2</td> <td>「各輸送手段」原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物」 「廃水」</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「中味原料(麦芽(製麦)、ホップペレット、ホップエキス、液糖、コーングリッツ、コーンスターチ、スピリッツ類等)」の製品生産プロセスへの投入量	※1	「中味原料の生産」原単位	「中味原料」製品生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」原単位	「廃棄物」 「廃水」		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「中味原料(麦芽(製麦)、ホップペレット、ホップエキス、液糖、コーングリッツ、コーンスターチ、スピリッツ類等)」の製品生産プロセスへの投入量	※1	「中味原料の生産」原単位												
「中味原料」製品生産サイトへの輸送量	※2	「各輸送手段」原単位												
「廃棄物」 「廃水」														

※3

② 「副資材」の調達および輸送プロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「副資材（殺菌剤および洗浄剤等）製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」製造原単位
「副資材」製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※2	「各輸送手段」輸送原単位

③ 「容器包装」の調達および輸送プロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「容器包装」製品生産サイトへの投入量	※4	「容器包装」製造原単位
「容器包装」製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※2	「各輸送手段」原単位

④ リユース容器の回収に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
リユース容器の回収に係るプロセス回収量	※5	「回収に係る」原単位

※1 国内産原料や契約栽培農産物（大麦、ホップ、コメ等）を中味用原料として使用する場合等、一次データ収集が可能な場合は、引用 CFP-PCR 「PA-BF 野菜および果実」に従ってデータを収集する。ただしビール類では農作物及び加工品を中味用原料という中間財として取り扱うため、必要な読み替えを行い、検証の対象とする。

※2 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「輸送重量」

※3 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃棄物等」	※2	「各輸送手段」

		<table border="1"> <tr> <td>各処理施設への輸送量(または燃料使用量)</td> <td></td> <td>輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分」 燃焼原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </table> <p>※4 容器包装サプライヤーが算出する GHG データを使用するものとし、引用する容器包装 CFP-PCR があるものは、それに基づいたデータを収集する。容器包装サプライヤーから GHG データの提供が受けられない場合は、二次データを使用してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者が容器を内製する場合は、「容器包装 CFP-PCR」に従う。(容器包装原材料調達段階、容器包装製造段階、容器包装輸送段階および廃棄・リサイクル段階)における一次データ収集項目を収集する) 容器にリサイクル材を調達する場合は、「容器包装 CFP-PCR」に従う。(リサイクルの準備段階より後のプロセスの GHG 排出量を算定する) <p>※5 リユース容器の取り扱いは、「容器包装 CFP-PCR」に従う。(リユースプロセスのうち、回収は原材料調達段階として、容器洗浄は生産段階として取り扱う)</p>	各処理施設への輸送量(または燃料使用量)		輸送原単位	「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位	「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
各処理施設への輸送量(または燃料使用量)		輸送原単位									
「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃焼原単位									
「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位									
7-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。									
7-4	シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> リユース容器で、販売ルートを使用した回収以外については、ガラス製容器(中間財) CFP-PCR に従う。販売ルートでの回収量が特定できない場合は、ガラス製容器(中間財) CFP-PCR のシナリオを用いてもよい。 リユース容器の回収で販売ルートの一次データの収集が困難な場合は、附属書 D(規定)の流通段階のシナリオを使用してもよい。ただし、積載率は 50%を使用する。 									
7-5	その他	・容器包装の繰り返し使用の回転率を加味した容器包装 GHG 排出量算定方法は附属書 C(規定)に記載する。									
8	生産段階に適用する項目										
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>生産段階では、次の生産サイトで行われる生産(原材料からビール類への加工)に係る全プロセスと廃棄物、副産物等の適正処理および輸送プロセスを対象とする。</p> <p>①醸造に係るプロセス</p> <p>a)仕込み段階</p> <p>b)発酵段階</p> <p>c)貯酒段階</p> <p>d)濾過段階</p> <p>②パッケージングに係るプロセス</p> <p>a)洗浄段階</p> <p>b)充填段階</p> <p>c)包装段階</p> <p>③サイト間輸送に係るプロセス</p> <p>④出荷前保管に係るプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産サイトでの副産物加工、副産物の出荷に係る GHG 排出量は、副産物のシス 									

		テム範囲とし対象外とする。																																										
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 醸造（仕込み、発酵、貯蔵、ろ過）に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 醸造に係るプロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副産物(仕込粕、余剰酵母等)」 処理方法ごとの発生量</td> <td>※1</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「副産物」 加工施設等への輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物」 「廃水」 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>② パッケージング(洗浄、充填、包装)に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 パッケージングに係るプロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物」 「廃水」 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ サイト間輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物等」 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 出荷前保管に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「燃料」 「電力」</td> <td>一次</td> <td>「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「廃棄物等」 ※2</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 醸造に係るプロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副産物(仕込粕、余剰酵母等)」 処理方法ごとの発生量	※1	「各処理方法」 処理原単位	「副産物」 加工施設等への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 パッケージングに係るプロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「廃棄物」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「燃料」 「電力」	一次	「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「廃棄物等」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																										
「水」 「燃料」 「電力」 醸造に係るプロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位																																										
「副産物(仕込粕、余剰酵母等)」 処理方法ごとの発生量	※1	「各処理方法」 処理原単位																																										
「副産物」 加工施設等への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位																																										
「廃棄物」 「廃水」 ※2																																												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																										
「水」 「燃料」 「電力」 パッケージングに係るプロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位																																										
「廃棄物」 「廃水」 ※2																																												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																										
「輸送物」 各サイト間の輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位																																										
「廃棄物等」 ※2																																												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																																										
「燃料」 「電力」	一次	「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位																																										
「廃棄物等」 ※2																																												

		<p>※1 輸送量については7-2に準ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については7-2に準ずる。</p> <p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本体の中味」の生産量 ・「副産物」の生産量 									
8-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>①一次データの収集方法 一次データの収集方法には、要求事項で定める方法のほかに次の方法がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者単位の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法 (例:年間の燃料の総投入量をビールの生産容量で配分) <p>この収集方法を用いた場合は、中味容量(リットル:1)配分とする。ただし、事務所の空調・照明等の間接的燃料(電力)に関しては、測定対象から除外できない場合には測定範囲に含まれることを認める。また、単位時間あたりの生産量と、該当商品または商品カテゴリー、あるいは生産ラインに特有のプロセスやプロセス条件設定をできるかぎり反映させること。その際、反映させた内容の妥当性は検証の対象とする。</p> <p>②収集条件 同一商品を複数の生産サイトで生産する場合は、主要な生産サイトの合計が、生産量全体の95%以上をカバーすることを条件に、主要なサイトの一次データを残りのサイトに代用することを認める。一つの商品の生産プロセスが複数のサイトに分かれている場合は、サイト間の輸送も一次データを収集・算出すること。</p>									
8-4	シナリオ	【特に規定しない】									
8-5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたリユース容器で、再使用されずに廃棄される場合は、引用する容器包装CFP-PCRに従う。 ・副産物・廃棄物がリサイクルされる根拠を提示できない場合には、全量焼却として処理する。 ・副産物(仕込粕、余剰酵母)については、リサイクルの準備段階となる減容化処理までを算定の対象とする。 									
9	流通段階に適用する項目										
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>流通段階では、次のプロセスを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①商品の生産サイトから物流倉庫、一次卸店、流通事業者の配送センター等配送拠点までの輸送に係るプロセス ②保管に係るプロセス ③配送拠点から店舗までの輸送に係るプロセス ④店舗から飲食店までの輸送に係るプロセス ⑤流通段階から発生する廃棄物等の輸送に係るプロセス ⑥流通段階から発生する廃棄物等の適正処理 									
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①～⑥の輸送プロセス、保管プロセス、適正処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「商品」 輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「燃料」</td> <td>一次</td> <td>「燃料」</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「商品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」輸送原単位	「燃料」	一次	「燃料」
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「商品」 輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」輸送原単位									
「燃料」	一次	「燃料」									

		「電力」 または シナリオ	「電力」 製造と供給および使用原単位						
		「廃棄物等」 ※2							
		【シナリオを適用するための一次データ収集項目】 ・「製品」保管量 ※1 輸送量については7-2に準ずる。 ※2 廃棄物については7-2に準ずる。							
9-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。							
9-4	シナリオ	【倉庫保管に係るシナリオ】 対象倉庫全ての実測が困難な場合は、次の数値を使用する。 対象製品容量 1ml あたりの活動量 : 電力投入量 0.0432 Wh/ml (根拠は附属書 E (規定) に記載する)							
9-5	その他	【配分に関する規定】 店舗から飲食店までの輸送量のデータ収集が困難な場合は、輸送量を販売比率により配分してもよい。ただし、配分比率の妥当性は検証の対象とする。							
10	使用・維持管理段階に適用する項目								
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	使用・維持管理段階では、次のプロセスを対象とする。 ①家庭および飲食店による冷蔵に係るプロセス ②飲用に係るプロセス (このプロセスでの GHG 排出はない) 容器包装の廃棄については廃棄・リサイクル段階で計上する							
10-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 ① 家庭および飲食店による冷蔵に係るプロセス							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「電力」 家庭および飲食店による冷蔵に係るプロセスへの投入量</td> <td>シナリオ</td> <td>「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> </tbody> </table>		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「電力」 家庭および飲食店による冷蔵に係るプロセスへの投入量	シナリオ	「電力」 製造と供給および使用原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名							
「電力」 家庭および飲食店による冷蔵に係るプロセスへの投入量	シナリオ	「電力」 製造と供給および使用原単位							
		【シナリオを適用するための一次データ収集項目】 ・「製品」保管容量							
10-3	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない。							
10-4	シナリオ	家庭および飲食店による冷蔵に係るプロセスにおいては、附属書 F (規定) のシナリオを使用してもよい。							
10-5	その他	【配分に関する規定】 家庭および飲食店での消費量のデータ収集が困難な場合は、消費量を販売比率により配分してもよい。ただし、配分比率の妥当性は検証の対象とする。							
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目								
11-1	データ収集範囲に含まれる	廃棄・リサイクル段階では、次のプロセスを対象とする。							

	るプロセス	①「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス															
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 容器包装の廃棄・リサイクルプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃容器包装のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量</td> <td>シナリオ</td> <td>「各化石資源由来 成分焼却」 原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量</td> <td>シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃容器包装」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位	「廃容器包装のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	シナリオ	「各化石資源由来 成分焼却」 原単位	「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「廃容器包装」 処理方法ごとの排出量	一次またはシナリオ	「各処理方法」 処理原単位															
「廃容器包装」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 原単位															
「廃容器包装のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	シナリオ	「各化石資源由来 成分焼却」 原単位															
「廃棄物等のうち有機物成分」 埋立処理の量	シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位															
11-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>家庭および飲食店での容器包装の廃棄量については、製品の包装資材が全て廃棄されると考えられるため、製品仕様の包装資材の重量を用いてよい。</p> <p>3に記載の引用する各容器包装 CFP-PCR に従う。</p>															
11-4	シナリオ	<p>一次データの収集が困難な場合は引用する「容器包装 CFP-PCR」のシナリオを使用してよい。3に記載の引用する各容器包装 CFP-PCR に従うこと。</p>															
11-5	その他	特に規定しない。															
12	CFP 宣言方法																
12-1	追加情報	<p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>次の項目について記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売準備プロセスや容器包装の投入プロセスについて平均値を使用した場合には、「加工(カット等)方法」、「容器包装の種類」等について平均値を使用した旨 数値表示を行う場合は、個装(1本または1缶)あたりの GHG 排出量 															
12-2	登録情報	<p>【必須表示内容の規定】</p> <p>次の項目は表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用・維持管理段階の算定方法(シナリオ) 															
12-3	その他	特に規定しない。															

附属書 A：ビール類の商品カテゴリーの定義（規定）

A.1 中味カテゴリー

No.	名称	定義（酒税法上）
1	ビール	酒税法 3 条 12 号
2	発泡酒	酒税法 3 条 18 号
3	その他の醸造酒（発泡性）①	酒税法 23 条 2 項 3 号イ
4	リキュール（発泡性）①	酒税法 23 条 2 項 3 号ロ

注) 平成十八年五月一日の改正酒税法における、酒税法上の品目および税率適用区分にある 4 品目をビール類と総称する。以降、酒税法の改正が実施される際には、中味カテゴリーの名称の再検討を要する。

A.2 容器包装カテゴリー（代表例）

No.	個装	種別、容量
1	リターナブルガラスビールびん（王冠等の栓を含む）	大びん、633ml
2		中びん、500ml
3		小びん、334ml
4	金属缶	250ml
5		350ml
6		500ml

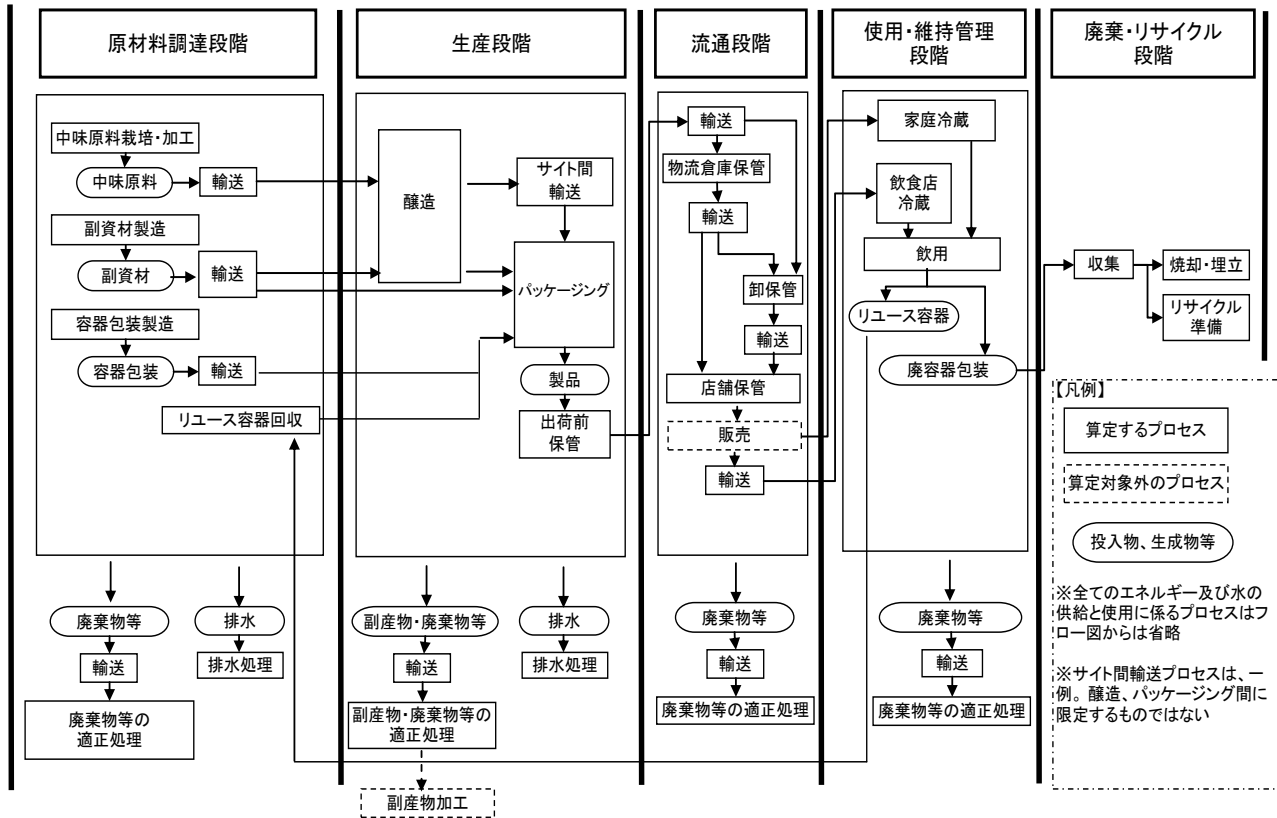
A.3 容器包装カテゴリー 外装（代表例）

No.	外装	種別、容量
1	プラスチック通い箱	大びん用
2		中びん用
3		小びん用
4	段ボールカートン	250ml 24 缶用
5		350ml 24 缶用
6		500ml 24 缶用

A.4 容器包装カテゴリー 内装（代表例）

No.	内装	種類、容量
1	マルチパック	250ml 6 缶用
2		350ml 6 缶用
3		500ml 6 缶用

附属書B：ライフサイクルフロー図（規定）



※1 リサイクルについては、リサイクルの準備プロセスまで計上する。

※2 販売プロセスは算定対象外とする。

附属書 C : 容器包装の繰り返し使用の回転率および容器包装 GHG 排出量算定方法 (規定)

C.1 繰り返し使用の容器包装の回転率を加味した GHG 排出量

リターナブルびん、プラスチック通い箱については、複数年使用され、単年度ごとの新規投入量に変動があることから、(7-2) -③により算出した新規生産のリターナブルびん、プラスチック通い箱あたりの GHG 排出量に、3 年間の新規投入総重量または総本数と 3 年間の使用総重量または総本数の比 (新規生産品投入比率) を乗じて、回転率を加味した GHG 排出量とする。

回転率を加味した GHG 排出量 = 新規生産の GHG 排出量 × 回転率

回転率 = 3 年間の新規投入総重量または総本数 / 3 年間の使用総重量または総本数

C.2 サプライヤーが複数ある場合の容器包装 GHG 排出量

(7-2) -③により算出したサプライヤーごとの GHG 排出量に 1 年間のサプライヤーごとの調達総重量または総本数と 1 年間の使用総重量または総本数の比を乗じた加重平均を、サプライヤーが複数ある場合の容器包装 GHG 排出量とする。

サプライヤーが複数ある場合の容器包装 GHG 排出量 = Σ (サプライヤーごとの GHG 排出量 × (1 年間のサプライヤーごとの調達総重量または総本数 / 1 年間の使用総重量または総本数))

全てのサプライヤーから一次データを収集することが望ましいが、困難な場合は、調達量全体の 50%以上を収集し、収集していないサプライヤーについては、情報を収集したサプライヤーの平均値または二次データで代用しても構わない。50%に満たない場合は、二次データを用いる。

附属書D：輸送シナリオ（規定）

このCFP-PCRにおける、一次データが得られない場合の各段階の輸送シナリオおよび輸送シナリオ設定の考え方を次に示す。

ライフサイクル段階	設定シナリオ
原材料調達段階	①原料農作物生産サイト（海外）→加工原料生産サイト（海外） <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	②原料農作物生産サイト（海外）→港（海外） <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	③加工原料生産サイト（海外）→港（海外） <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	④港（海外）→港（日本国内） <輸送距離> 出発港から到着港の航行距離を採用する。 <輸送手段> コンテナ船(4,000 TEU 以上)
	⑤港（日本国内）→ビール類生産サイト（日本国内） <輸送距離> 500km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	⑥港（日本国内）→加工原料生産サイト（日本国内） <輸送距離> 500km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	⑦加工原料生産サイト（日本国内）→ビール類生産サイト（日本国内） <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	⑧原料農作物生産サイト（日本国内）→加工原料生産サイト（日本国内） <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	⑨原料農作物生産サイト（日本国内）→ビール類生産サイト（日本国内） <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	⑩副資材の輸送（ローリー使用） <輸送距離> 100km <輸送手段> タンクローリー（10kl） <積載率> 62%
	⑪副資材の輸送（トラック使用） <輸送距離> 500km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%

生産段階	①廃棄物輸送 <輸送距離> 50km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	②副産物輸送 <輸送距離> 500km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
	③生産サイト間輸送 <輸送距離> 500km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
流通段階(*)	①生産国内輸送(海外)(生産者→港) <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 鉄道(700km)+10トントラック(300km) <積載率> 62%
	②国際間輸送(港→港) <輸送距離> 出発港から到着港の航行距離を採用する。 <輸送手段> コンテナ船(4,000TEU以上)
	③市内若しくは近隣市間に閉じることが確実な場合 <輸送距離> 50km <輸送手段> 2トントラック <積載率> 62%
	④県内に閉じることが確実な場合 <輸送距離> 100km <輸送手段> 4トントラック <積載率> 62%
	⑤ブロック内(県間輸送)に閉じることが確実な場合 <輸送距離> 500km <輸送手段> 4トントラック <積載率> 62%
	⑥限定されない場合 <輸送距離> 1,000km <輸送手段> 10トントラック <積載率> 62%
廃棄・リサイクル段階	関する容器包装CFP-PCRに従う

(*) リユース容器の回収で、流通段階のシナリオを使用する場合、各シナリオの<積載率>は50%を使用する

◆輸送シナリオ設定の考え方

輸送シナリオ設定(輸送距離、輸送手段、積載率)の考え方を次に示す

D.1 輸送距離

<国内輸送の場合>

一次データ収集のインセンティブが得られるよう、平均的な距離ではなく、有りうる長めの輸送距離を設定した

① 市内若しくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

【考え方】 県央→県境の距離を想定

② 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

【考え方】 県境→県境の距離を想定

③ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km

【考え方】 東京-大阪程度の距離を想定。

④ 生産者→消費者輸送で、消費地が特定地域に限定されない場合：1,000 km

【考え方】本州の長さ1,600 km の半分強

<海外での国内輸送の場合>

① 生産サイトから港までの輸送：1,000 km

【考え方】州境→州央の距離を想定

<国際輸送の場合>

出発港から到着港の航行距離を採用する

航行距離は、事務局が提供した参考データを使用する

D.2 輸送手段

<国内輸送の場合>

モーダルシフト等による物流CO₂削減対策等のインセンティブが得られるよう基本的にトラック輸送を想定。物流事業者は大きな車格、その他は小さめの車格を設定した

① 物流事業者による輸送：10 トントラック

② その他事業者による輸送：2 トントラック、または4 トントラック

③ 副資材の輸送：タンクローリー（10kl）

<国際輸送の場合>

全て海上輸送とし、手段は「コンテナ船（>4,000 TEU）」で統一する

<海外生産地での国内輸送の場合>

全て陸上輸送とし、手段は「10 トントラック」で統一する

附属書E：倉庫保管におけるGHG排出量算定方法（規定）

倉庫保管に係る活動量

倉庫保管に係る活動量シナリオ設定の根拠については、一般配送センター（2社4ヶ所）における、年間総電気使用量 5,664,954kWh（平成22年度調べ）、当該倉庫ビール類取扱量 392,945kL（平成22年度調べ）を用い、また製品が生産サイトから店舗に輸送されるまでに物流倉庫、配送センターおよび卸店倉庫、店舗倉庫このべ3回保管されるとし、対象製品 1ml あたりの電気使用量を算出した。さらに実測のインセンティブを考慮し、5割増の数値をシナリオ設定値とした。

附属書F：使用・維持段階における冷蔵シナリオ（規定）

F1:シナリオの考え方

販売段階で冷蔵された商品を家庭飲食店の冷蔵庫で冷蔵保管することなく、すぐに飲用する場合が想定されるが、どの程度の比率でそのような飲用が行なわれているか特定できないため、販売段階の商品温度に関わらず、必ず家庭または飲食店の冷蔵庫で一定期間冷蔵保管されるものとする

F2：家庭における冷蔵のシナリオ

家庭におけるビール類の保管については、主として冷蔵庫における冷蔵保管が想定される。しかし、家庭での冷蔵保管は、地域特性や消費サイクルの影響を受け、多くのパターンが存在するものと想定されるため、次の家庭における冷蔵のシナリオを適用する

①冷蔵保管に使用する冷蔵庫

【冷却方式】 間冷式

【定格内容積】 401～450ℓ、平均値 423ℓ

【年間消費電力量】 275kWh/年（平均値）

（「省エネ性能カタログ 2011 年冬」（資源エネルギー庁）

年間消費電力量を定格内容積の平均値で除算し、負荷量を定格内容積の 70%として算出し、得られた値：
0.931kWh/年を製品容積 1ℓあたりの年間消費電力量とする

②製品の容量を、容積とする

③製品の保管期間・・・標準 5 日とする

④実測のインセンティブを考慮し、5 割増の数値をシナリオ設定値とする。

・対象製品容量 1ml あたりの電力投入量 = 0.0191 (Wh/ml)

F3：飲食店における冷蔵のシナリオ

飲食店におけるビール類の保管については、店舗の規模・形態等により冷蔵保管に使用する機器や保管期間等が多岐に亘るため、飲食店における冷蔵シナリオを適用する

①冷蔵保管に使用する冷蔵庫

【冷却方式】 間冷式

【定格内容積】 834～848ℓ、平均値 841ℓ

【年間消費電力量】 1,586 kWh/年（平均値）

（2010 年メーカーカタログデータの平均値）

年間消費電力量を定格内容積の平均値で除算し、負荷量を定格内容積の 70%として算出し、得られた値：
2.69kWh/年を製品容積 1ℓあたりの年間消費電力量とする

②製品の容量を、容積とする

③製品の保管期間・・・標準 2 日とする

④実測のインセンティブを考慮し、5 割増の数値をシナリオ設定値とする

・対象製品容量 1ml あたりの電力投入量 = 0.0221 (Wh/ml)

【CFP-PCR 改訂履歴】

CFP-PCR.番号	認定日	改訂内容
PA-BV-02	2013年12月24日	CFP制度試行事業よりCFPプログラムにおけるCFP-PCR書式、規程に対応するよう旧CFP-PCRから変更